

# 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

平成 16 年 11 月

内閣府男女共同参画局

- 1 国の審議会等における女性委員の割合については、平成 12 年 8 月 15 日に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、「平成 17 年（西暦 2005 年）度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成する」ことを目指している。
  
- 2 平成 16 年 9 月 30 日現在の国の審議会等における女性委員の参画状況について、調査を行った結果は以下のとおりであった。
  - (1) 国の審議会等委員 1,767 人のうち、女性は 499 人で、女性委員の占める割合は 28.2%(平成 15 年 9 月 30 日現在 26.8%)である(表 1)。
  - (2) 女性委員を含む審議会等は 103 のうち 102 で、全体の 99.0%(平成 15 年 9 月 30 日現在 102 のうち 100、98.0%)(表 1)である。
  - (3) 女性委員の占める割合が 30%以上の審議会等は 55 で、全体の 53.4%（平成 15 年 9 月 30 日現在 40、全体の 39.2%）である（表 2）。
  - (4) 農林水産省（31.1%）、財務省（30.7%）、内閣府（30.5%）、文部科学省（30.3%）、環境省（30.0%）が目標である 30%を達成。その他女性委員の割合が高い省庁は、総務省（29.4%）、厚生労働省（28.3%）となっている（表 3）。
  - (5) 平成 15 年 9 月 30 日現在と比べて女性委員の割合が 1 ポイント以上増加したのは、内閣府（26.5% 30.5%、4.0 ポイント増）、国土交通省（23.0% 26.2%、3.2 ポイント増）、防衛庁（22.9% 25.7%、2.8 ポイント増）、経済産業省（22.3% 24.3%、2.0 ポイント増）、厚生労働省（26.7% 28.3%、1.6 ポイント増）、環境省（28.6% 30.0%、1.4 ポイント増）、財務省（29.4% 30.7%、1.3 ポイント増）である。
  - (6) 農林水産省においては、すべての審議会等で 30%以上となっている。
  - (7) 委員の種類別に女性委員の参画状況をみると、職務指定 2.9%、団体推薦 15.3%、その他 29.9%となっており(表 4)、職務指定による委員に占める女性の割合は依然低くなっている。

表1 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

調査時点	審議会総数	女性委員を含む審議会数	女性委員を含む審議会の割合(%)	委員総数(人)	女性委員数(人)	女性委員の割合(%)
昭和50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5
平成元年3月31日	203	121	59.6	4,511	304	6.7
2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	7.9
3年3月31日	203	154	75.9	4,434	398	9.0
4年3月31日	200	156	78.0	4,497	432	9.6
5年3月31日	203	164	80.8	4,560	472	10.4
6年3月31日	200	163	81.5	4,478	507	11.3
7年3月31日	203	174	85.7	4,496	589	13.1
7年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	14.1
8年3月31日	205	181	88.3	4,511	699	15.5
8年9月30日	207	185	89.4	4,472	721	16.1
9年3月31日	209	190	90.9	4,532	751	16.6
9年9月30日	208	191	91.8	4,483	780	17.4
10年3月31日	206	190	92.2	4,441	782	17.6
10年9月30日	203	187	92.1	4,375	799	18.3
11年3月31日	202	189	93.6	4,354	812	18.6
11年9月30日	198	187	94.4	4,246	842	19.8
12年3月31日	199	188	94.5	4,201	857	20.4
12年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	20.9
13年3月31日	95	90	94.7	1,642	405	24.7
13年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	24.7
14年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	25.0
15年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	26.8
16年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	28.2

国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び54条に基づく国の審議会等(停止中のもの及び地方支分部局に置かれていたものは除く。)を対象に、内閣府が調査した。

\* 審議会委員の任期は、概ね2、3年となっているところが多く、半年毎の調査を行っても委員の改選等が少なく、数字にあまり変化がないことから、平成14年度より9月末の年1回調査とすることとした。



表2 女性委員の占める割合が30%以上の審議会等

内閣府	外務省	農林水産省
国民生活審議会 民間資金等活用事業推進委員会 地方制度調査会 情報公開審査会 沖縄振興審議会 道路関係四公団民営化推進委員会 規制改革・民間開放推進会議 税制調査会	外務人事審議会 海外交流審議会 財務省 関税・外国為替等審議会 関税等不服審査会 財務省独立行政法人評価委員会 国税審議会	食料・農業・農村政策審議会 農林水産省独立行政法人評価委員会 農林物資規格調査会 農業資材審議会 獣医事審議会 農林漁業保険審査会 林政審議会 水産政策審議会
防衛庁	科学技術・学術審議会	経済産業省
自衛隊員倫理審査会	放射線審議会	消費経済審議会
金融庁	中央教育審議会	国土交通省
証券取引等監視委員会 自動車損害賠償責任保険審議会 公認会計士・監査審査会	教科用図書検定調査審議会 大学設置・学校法人審議会 文化審議会	交通政策審議会 運輸審議会 中央建築士審査会 航空・鉄道事故調査委員会
総務省	宗教法人審議会	小笠原諸島振興開発審議会
国地方係争処理委員会 電気通信事業紛争処理委員会 電波監理審議会 恩給審査会 郵政行政審議会 消防審議会	厚生労働省 厚生科学審議会 労働政策審議会 医道審議会 厚生労働省独立行政法人評価委員会 中央最低賃金審議会	環境省 公害健康被害補償不服審査会 有明海・八代海総合調査評価委員会
法務省	労働保険審査会	
中央更生保護審査会	援護審査会	

表3 府省庁別女性委員の参画状況

(平成16年9月30日現在)

府省庁	審議会数		委員数			職務指定			団体推薦			その他		
	総数	女性有	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)
内閣府	13	13	177	54	30.5	18	1	5.6	0	-	-	159	53	33.3
警察庁	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防衛庁	4	4	35	9	25.7	0	-	-	0	-	-	35	9	25.7
金融庁	5	5	65	15	23.1	0	-	-	5	0	0.0	60	15	25.0
総務省	11	11	136	40	29.4	1	0	0.0	3	1	33.3	132	39	29.5
法務省	5	4	54	12	22.2	10	0	0.0	5	0	0.0	39	12	30.8
外務省	3	3	41	11	26.8	0	-	-	0	-	-	41	11	26.8
財務省	5	5	114	35	30.7	4	0	0.0	0	-	-	110	35	31.8
文部科学省	11	11	238	72	30.3	0	-	-	22	5	22.7	216	67	31.0
厚生労働省	12	12	254	72	28.3	1	0	0.0	26	4	15.4	227	68	30.0
農林水産省	8	8	183	57	31.1	0	-	-	3	0	0.0	180	57	31.7
経済産業省	9	9	185	45	24.3	3	0	0.0	1	1	100.0	181	44	24.3
国土交通省	13	13	225	59	26.2	31	1	3.2	7	0	0.0	187	58	31.0
環境省	4	4	60	18	30.0	0	-	-	0	-	-	60	18	30.0
合計	103	102	1,767	499	28.2	68	2	2.9	72	11	15.3	1,627	486	29.9

表4 委員の種類別女性委員の参画状況

(平成16年9月30日現在)

	計	職務指定	団体推薦	その他
委員総数(A)	1,767人	68人	72人	1,627人
女性委員(B)	499人	2人	11人	486人
女性比率(B/A)	28.2%	2.9%	15.3%	29.9%

## (参考1) 国の審議会等における専門委員等の女性委員の割合

国の審議会等における専門委員等の女性委員の割合については、平成12年8月15日の男女共同参画推進本部決定において「審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努めることとする。」とされている。専門委員等の女性委員割合は以下のとおりとなっている。

\* 専門委員等とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときには解任されるものをいう。

### 1. 女性の参画状況の推移

	専門委員等総数	女性	割合(%)
平成13年9月30日	7,201 人	763 人	10.6%
平成14年9月30日	8,114 人	935 人	11.5%
平成15年9月30日	8,815 人	1,091 人	12.4%
平成16年9月30日	9,885 人	1,180 人	11.9%

### 2. 府省庁別参画状況

府省庁	専門委員等数		
	総数	女性	割合(%)
内閣府	642	83	12.9
警察庁	-	-	-
防衛庁	-	-	-
金融庁	182	12	6.6
総務省	421	32	7.6
法務省	403	28	6.9
外務省	-	-	-
財務省	185	20	10.8
文部科学省	2,276	314	13.8
厚生労働省	1,975	319	16.2
農林水産省	560	90	16.1
経済産業省	2,133	158	7.4
国土交通省	636	76	11.9
環境省	472	48	10.2
合 計	9,885	1,180	11.9

## (参考2) 各府省庁における目標達成に向けての特色ある取組

### 内閣府

内閣府本府幹部会において、内閣府に設置されている個々の審議会ごとに平成17年度までの段階的な数値目標を定めた「審議会等における女性委員の登用拡大計画」を確認するとともに、各部局審議会等担当者に女性委員割合の向上を要請して、計画的な取組を行っている。

### 文部科学省

文部科学省男女共同参画推進本部において、平成14年9月、「審議会等への女性委員の登用については、平成15年度末までのできるだけ早い時期に、「30%」を達成できるよう鋭意努めるものとする。また、目標の達成後も引き続き30%以上を維持するとともに、審議会等の委員の人選が、男女共同参画社会の形成に資するものとなるよう努めるものとする。」との決定を行った。また、あわせて、「委員の人選に当たっては、(1)各審議会等の女性委員の割合について、少なくとも20%以上とするよう努めること、(2)審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員についても、女性委員の割合を高めるよう努めることとする。」との決定を行った。

### 農林水産省

農林水産省男女共同参画推進本部において、農林水産省における審議会等各種委員の任命にあたり、農林水産行政に資する女性有識者の情報を集約・提供し、女性の人選を助けるため、女性人材データベースの構築を行うことを平成14年6月に決定し、平成15年7月より運用を開始している。